

令和6年度

放課後児童クラブ・放課後学級業務委託

(共通) プロポーザル募集要領

瀬戸市

# 放課後児童クラブ・放課後学級業務委託プロポーザル募集要領

## 1 目的

本募集要領は、放課後児童クラブ・放課後学級事業の業務委託の業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業の概要

- (1) 事業名：陶原小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託  
幡山東小学校放課後学級業務委託  
長根小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託  
下品野小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託  
水野小学校放課後学級業務委託

※各学校単独で実施するので、希望の学校でそれぞれ応募してください。

- (2) 契約期間：令和6年3月1日から令和11年3月31日まで  
(3) 履行期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 3 応募資格

参加の資格者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ① 放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の運営実績がある者。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に応募書類提出期限までに登録されている者であること。
- ④ 本プロポーザルの応募書類を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの応募書類を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

## 4 応募手続き

### (1) 応募書類について

番号	書類名称	部数	提出上の注意
①	各放課後児童クラブ・放課後学級事業者選定参加申込書	1部	会社名を明記し、社印を押印すること。

②	各放課後児童クラブ・放課後学級事業計画書	4部	1部は社名を記載し、残りの3部は社名を記載しないこと
③	各放課後学級事業計画書	4部	1部は社名を記載し、残りの3部は社名を記載しないこと
④	会社概要	1部	事業者等の経歴、役員の構成、組織体制、従業員数、事業概要及び会社の特徴・強みが把握できるもの。

※受託を希望する放課後児童クラブ・放課後学級の参加申込書・事業計画書を作成してください。

(2) 提出様式

いずれの書類もA4とする。所定の様式に収まらない場合は、別紙に記載することも可とする。

(3) 提出先及び提出方法

提出先：〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1  
瀬戸市健康福祉部こども未来課こども未来係

提出方法：郵送または持参

※郵送の場合は、特定記録郵便等郵便物の配達状況が確認できる方法で提出。

※持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までとし、瀬戸市役所北庁舎2階こども未来課窓口に提出（土日祝日除く）。

(4) 提出期限

令和5年11月24日（金） 午後5時15分必着（郵送含む）

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査会の設置

審査は、瀬戸市放課後児童クラブ・放課後学級委託業者選定審査会（以下、「審査会」という。）が行うものとする。

(2) 審査方法

提出書類による審査とする。なお、審査会が必要と認めた場合は、プレゼンテーションによる審査を行う。

※一事業者のみの参加の場合は、評価合格点を6割以上と規定し、事業計画書の評価を行い委託の可否を決定するものとする。

## 6 審査項目

陶原小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、長根小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、下品野小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託の審査項目

審査項目		審査基準	配点	
放課後児童クラブについて	1	活動内容が自主性・社会性・創造性をはぐくむ内容となっているか。	5	
	2	①活動内容について 学習活動(宿題・自習)を自主的に行える環境が整備されているか。	5	
	3	基本的な生活習慣を身につける活動内容となっているか。	5	
	4	②職員配置について	放課後児童支援員の資格を有した職員を配置できるかまた配置できる見込みであるか。	5
	5		児童の安全を確保できる職員体制が可能か。	5
	6		③安全管理について 児童の安全管理体制は万全に計画されているか。	5
	7	④保護者との連絡体制について 保護者との連絡を密に行える工夫がなされているか。	5	
放課後学級について	8	⑤遊びの内容について 活動内容が自主性・社会性・創造性をはぐくむ内容となっているか。	5	
	9	⑥学習支援及び体力向上を目指した取り組みについて 学習支援及び体力向上を目指した取り組みを計画しているか。	5	
	10	⑦特色ある放課後学級の運営について (学力・体験活動等を含む) 特色のある放課後学級の運営を計画しているか。	10	
	11	⑧指導内容について 適切な指導内容となっているか。	5	
	12	⑨異年齢交流の内容について 異年齢交流のための有効な活動が計画されているか。	5	
	13	⑩地域住民との交流及び参画促進について	地域住民との交流を図る有効な活動が計画されているか。	10
	14		地域住民の参画を検討しているか。	5
15	⑪職員配置について 児童の安全を確保できる職員体制がとられているか。	5		
その他	16	⑫防災・防犯対策について 児童の防災・防犯対策は万全に計画されているか。	5	
	17	⑬小学校との連携について 小学校と有益な関係性を築いていけるよう配慮されているか。	5	
	18	⑭放課後児童クラブと放課後学級の連携について 児童クラブの利用児童が、放課後学級の活動内容に参加できるよう計画されているか	5	
	19	⑮児童の入退出管理について 児童の入退出管理は万全に計画されているか。	5	
	20	⑯事故防止・安全対策・防火対策について 事故防止・安全対策・防火対策について計画されているか。	5	
	21	⑰苦情処理について 苦情処理について適切に計画しているか。	5	
	22	費用について	放課後児童クラブ・放課後学級を運営するのに適切な費用が計上されているか。	5
	23		金額は適正か。	5
合 計			125	

○幡山東小学校放課後学級業務委託、水野小学校放課後学級業務委託にかかる審査項目

審査項目		審査基準	配点
放課後学級について	1 ①遊びの内容について	活動内容が自主性・社会性・創造性をはぐくむ内容となっているか。	5
	2 ②学習支援及び体力向上を目指した取り組みについて	学習支援及び体力向上を目指した取り組みを計画しているか。	5
	3 ③特色ある放課後学級の運営について(学力・体験活動等を含む)	特色のある放課後学級の運営を計画しているか。	10
	4 ④指導内容について	適切な指導内容となっているか。	5
	5 ⑤異年齢交流の内容について	異年齢交流のための有効な活動が計画されているか。	5
	6 ⑥地域住民との交流及び参画促進について	地域住民との交流を図る有効な活動が計画されているか。	10
	7	地域住民の参画を検討しているか。	5
	8 ⑦職員配置について	児童の安全を確保できる職員体制がとられているか。	5
その他	9 ⑧防災・防犯対策について	児童の防災・防犯対策は万全に計画されているか。	5
	10 ⑨小学校との連携について	小学校と有益な関係性を築いていけるよう配慮されているか。	5
	11 ⑩放課後児童クラブと放課後学級の連携について	児童クラブの利用児童が、放課後学級の活動内容に参加できるよう計画されているか	5
	12 ⑪児童の入退出管理について	児童の入退出管理は万全に計画されているか。	5
	13 ⑫事故防止・安全対策・防火対策について	事故防止・安全対策・防火対策について計画されているか。	5
	14 ⑬苦情処理について	苦情処理について適切に計画しているか。	5
	15 費用について	放課後学級を運営するのに適切な費用が計上されているか。	5
	16	金額は適正か。	5
合 計			90

7 審査結果の通知

選定の結果は、すべての応募者に文書により通知する。

8 契約金額

(1) ア 陶原小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、長根小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、下品野小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託の契約金額の上限は 54,402,243 円とする。

【内訳】

令和6年度	放課後児童クラブ	6,399,500 円
	放課後学級	4,070,448 円

令和7年度	放課後児童クラブ	6,380,500 円
	放課後学級	4,058,428 円
令和8年度	放課後児童クラブ	6,380,500 円
	放課後学級	4,069,568 円
令和9年度	放課後児童クラブ	6,418,500 円
	放課後学級	4,116,772 円
令和10年度	放課後児童クラブ	6,399,500 円
	放課後学級	4,070,008 円
計		52,363,724 円
消費税及び地方消費税 (放課後学級のみ)		2,038,519 円
合 計		54,402,243 円

- イ 幡山東小学校放課後学級業務委託、水野小学校放課後学級業務委託の契約金額の上限は 22,423,743 円とする。

【内訳】

令和6年度	放課後学級	4,070,448 円
令和7年度	放課後学級	4,058,428 円
令和8年度	放課後学級	4,069,568 円
令和9年度	放課後学級	4,116,772 円
令和10年度	放課後学級	4,070,008 円
計		20,385,224 円
消費税及び地方消費税		2,038,519 円
合 計		22,423,743 円

※委託料の算出例は、別紙1「放課後児童クラブ業務委託にかかる支払額算出表」、別紙2「放課後学級業務委託にかかる支払額算出表」及び別紙3「放課後学級の経費について」を参考にしてください。

- (2) 上記の放課後児童クラブの金額は、令和5年度子ども・子育て支援交付金交付要綱の放課後児童健全育成事業の交付額算定方法（構成する児童の数：40人、平日の開設時間：午後0時30分から午後7時まで、土曜日・長期休業日の開設時間：午前7時30分から午後7時まで、年間開設日数：令和6年度・令和7年度・令和8年度は365日、令和9年度は366日、令和10年度は365日）に基づき算出している。
- (3) 上記の放課後学級の金額は、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱に基づき算出している。
- (4) 契約金額は、補助単価の変更や実際の開設内容に合わせ、変更となる。
- (5) 放課後児童クラブについては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項で「放課後児童健全育成事業」として位置づけられており、消費税法基本

通達第6章第7節「社会福祉関係の非課税範囲」に該当するため、非課税扱いとする。

## 9 プロポーザル審査会

会場：瀬戸市役所

日時：令和5年12月下旬～令和6年1月上旬に実施予定

※正式なプロポーザル審査の日時は後日連絡する。

※令和6年度予算の内容によっては、プロポーザル審査会を中止する場合があります。

## 10 スケジュール

事業者の選定に関するスケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	日程
募集要領等の公表期間	令和5年11月7日（火）から令和5年11月24日（金）までの期間に瀬戸市ホームページよりダウンロードしてください。
質問書受付期間	令和5年11月7日（火）から令和5年11月10日（金）午後5時15分まで
質問書回答期限	令和5年11月17日（金）まで
応募書類の提出期間	令和5年11月7日（火）から令和5年11月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで ※土、日、祝日は受付しない。
書類・プロポーザル審査	令和5年12月下旬～令和6年1月上旬予定
選定結果回答	令和6年1月下旬予定

## 11 質疑回答

### (1) 質問書受付

「放課後児童クラブ・放課後学級業務委託プロポーザルにかかる質問書」に記入し、メールにてご提出ください。

提出先：kodomom@city.seto.lg.jp

### (2) 質問書回答

提出された質問に対し、回答期限までに瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

## 12 その他留意事項

(1) 提出書類は、詳細かつ正確に記載してください。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 一度提出された書類の記載内容の変更、差し替え、再提出等は一切できない。

- (5) 市が必要と認めるときは、追加の資料を求めることがある。
- (6) 履行期間の始期に属する年度又は翌年度以降において本契約に係る歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。
- (7) 今回の応募に関し、応募者に生じた損害については、市はその責任を負わない。
- (8) 応募に当たっては、別添の「瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱」、「瀬戸市放課後学級事業実施要綱」、「放課後児童クラブ・放課後学級業務委託仕様書(共通事項)」及び各小学校「放課後児童クラブ・放課後学級業務委託仕様書(個別事項)」をご確認ください。

### 1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (3) 応募資格を欠いていることが判明したとき。
- (4) 契約金額の上限額を超える金額を提出したとき。

### 1.4 問い合わせ先

瀬戸市健康福祉部こども未来課こども未来係

〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市役所

電話 0561-88-2635

FAX 0561-88-2633

電子メール [kodomo@city.seto.lg.jp](mailto:kodomo@city.seto.lg.jp)



## 【放課後児童クラブ業務委託にかかる支払額算出表】

※令和 5 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱の放課後児童健全育成事業の交付額算定方法に基づく

○下記算定方法該当事業：

陶原小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、長根小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、下品野小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託

令和6年度の放課後児童クラブ算定方法	金額
【放課後児童健全育成事業費】	
基本額 構成する児童40人	4,734,000 円
開所日数加算 293 日で算出 (293 日-250 日) × 19,000 円	817,000 円
長時間開所加算 (平日分) 午後 0 時 30 分から午後 7 時まで開所で算出 0.5 時間 × 409,000 円	204,500 円
長時間開所加算 (長期休暇分) 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで開所で算出 3.5 時間 × 184,000 円	644,000 円
合計	<b>6,399,500 円</b>

令和7年度の放課後児童クラブ算定方法	金額
【放課後児童健全育成事業費】	
基本額 構成する児童40人	4,734,000 円
開所日数加算 292 日で算出 (292 日-250 日) × 19,000 円	798,000 円
長時間開所加算 (平日分) 午後 0 時 30 分から午後 7 時まで開所で算出 0.5 時間 × 409,000 円	204,500 円
長時間開所加算 (長期休暇分) 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで開所で算出 3.5 時間 × 184,000 円	644,000 円
合計	<b>6,380,500 円</b>

令和8年度の放課後児童クラブ算定方法	金額
【放課後児童健全育成事業費】	
基本額 構成する児童40人	4,734,000 円
開所日数加算 292 日で算出 (292 日-250 日) × 19,000 円	798,000 円
長時間開所加算 (平日分) 午後 0 時 30 分から午後 7 時まで開所で算出 0.5 時間 × 409,000 円	204,500 円
長時間開所加算 (長期休暇分)	644,000 円

午前7時 30分から午後7時まで開所で算出 3.5時間×184,000円	
合計	6,380,500円

令和9年度の放課後児童クラブ算定方法	金額
【放課後児童健全育成事業費】	
基本額 構成する児童40人	4,734,000円
開所日数加算 294日で算出 (294日-250日)×19,000円	836,000円
長時間開所加算(平日分) 午後0時30分から午後7時まで開所で算出 0.5時間×409,000円	204,500円
長時間開所加算(長期休暇分) 午前7時30分から午後7時まで開所で算出 3.5時間×184,000円	644,000円
合計	6,418,500円

令和10年度の放課後児童クラブ算定方法	金額
【放課後児童健全育成事業費】	
基本額 構成する児童40人	4,734,000円
開所日数加算 293日で算出 (293日-250日)×19,000円	817,000円
長時間開所加算(平日分) 午後0時30分から午後7時まで開所で算出 0.5時間×409,000円	204,500円
長時間開所加算(長期休暇分) 午前7時30分から午後7時まで開所で算出 3.5時間×184,000円	644,000円
合計	6,399,500円

## 【放課後学級業務委託にかかる支払額算出表】

※愛知県放課後子ども教室推進事業費補助金交付要綱に基づく

○下記算定方法該当事業：

陶原小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、幡山東小学校放課後学級業務委託、長根小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、下品野小学校放課後児童クラブ・放課後学級業務委託、水野小学校放課後学級業務委託

令和6年度の放課後学級算定方法	金額
<b>【謝金】①</b>	
コーディネーター 平日（時給上限 1,480 円×108 時間×1 人）	159,840 円
コーディネーター 長期休暇（時給上限 1,480 円×72 時間×1 人）	106,560 円
コーディネーター 通勤費（400 円×36 日×1 人）	14,400 円
協働活動支援員 平日（時給上限 1,480 円×780 時間×1 人）	1,154,400 円
協働活動支援員 長期休暇（時給上限 1,480 円×384 時間×1 人）	568,320 円
協働活動支援員 通勤費（400 円×243 日×1 人）	97,200 円
協働活動サポーター 平日（時給上限 1,027 円×780 時間×1 人）	801,060 円
協働活動サポーター 長期休暇（時給上限 1,027 円×384 時間×1 人）	394,368 円
ボランティア 平日（謝金 500 円×195 日×1 人）	97,500 円
ボランティア 長期休暇（謝金 500 円×48 日×2 人）	48,000 円
研修会等交通費（920 円×3 回）	2,760 円
<b>【需用費】②</b>	146,000 円
<b>【役務費・使用料】③</b>	110,000 円
<b>【一般管理費】（①+②+③）×10% ④</b>	370,040 円
消費税及び地方消費税（①+②+③+④）×10%	407,044 円
<b>合計（税込）</b>	<b>4,477,492 円</b>

令和7年度の放課後学級算定方法	金額
<b>【謝金】①</b>	
コーディネーター 平日（時給上限 1,480 円×108 時間×1 人）	159,840 円
コーディネーター 長期休暇（時給上限 1,480 円×72 時間×1 人）	106,560 円
コーディネーター 通勤費（400 円×36 日×1 人）	14,400 円
協働活動支援員 平日（時給上限 1,480 円×776 時間×1 人）	1,148,480 円
協働活動支援員 長期休暇（時給上限 1,480 円×384 時間×1 人）	568,320 円
協働活動支援員 通勤費（400 円×242 日×1 人）	96,800 円
協働活動サポーター 平日（時給上限 1,027 円×776 時間×1 人）	796,952 円
協働活動サポーター 長期休暇（時給上限 1,027 円×384 時間×1 人）	394,368 円
ボランティア 平日（謝金 500 円×194 日×1 人）	97,000 円
ボランティア 長期休暇（謝金 500 円×48 日×2 人）	48,000 円

研修会等交通費 (920 円×3 回)	2,760 円
【需用費】②	146,000 円
【役務費・使用料】③	110,000 円
【一般管理費】(①+②+③)×10% ④	368,948 円
消費税及び地方消費税 (①+②+③+④)×10%	405,842 円
合計 (税込)	<b>4,464,270 円</b>

令和8年度の放課後学級算定方法	金額
【謝金】①	
コーディネーター 平日 (時給上限 1,480 円×108 時間×1 人)	159,840 円
コーディネーター 長期休暇 (時給上限 1,480 円×72 時間×1 人)	106,560 円
コーディネーター 通勤費 (400 円×36 日×1 人)	14,400 円
協働活動支援員 平日 (時給上限 1,480 円×764 時間×1 人)	1,130,720 円
協働活動支援員 長期休暇 (時給上限 1,480 円×400 時間×1 人)	592,000 円
協働活動支援員 通勤費 (400 円×241 日×1 人)	96,400 円
協働活動サポーター 平日 (時給上限 1,027 円×764 時間×1 人)	784,628 円
協働活動サポーター 長期休暇 (時給上限 1,027 円×400 時間×1 人)	410,800 円
ボランティア 平日 (謝金 500 円×191 日×1 人)	95,500 円
ボランティア 長期休暇 (謝金 500 円×50 日×2 人)	50,000 円
研修会等交通費 (920 円×3 回)	2,760 円
【需用費】②	146,000 円
【役務費・使用料】③	110,000 円
【一般管理費】(①+②+③)×10% ④	369,960 円
消費税及び地方消費税 (①+②+③+④)×10%	406,956 円
合計 (税込)	<b>4,476,524 円</b>

令和9年度の放課後学級算定方法	金額
【謝金】①	
コーディネーター 平日 (時給上限 1,480 円×108 時間×1 人)	159,840 円
コーディネーター 長期休暇 (時給上限 1,480 円×72 時間×1 人)	106,560 円
コーディネーター 通勤費 (400 円×36 日×1 人)	14,400 円
協働活動支援員 平日 (時給上限 1,480 円×764 時間×1 人)	1,130,720 円
協働活動支援員 長期休暇 (時給上限 1,480 円×416 時間×1 人)	615,680 円
協働活動支援員 通勤費 (400 円×243 日×1 人)	97,200 円
協働活動サポーター 平日 (時給上限 1,027 円×764 時間×1 人)	784,628 円
協働活動サポーター 長期休暇 (時給上限 1,027 円×416 時間×1 人)	427,232 円
ボランティア 平日 (謝金 500 円×191 日×1 人)	95,500 円
ボランティア 長期休暇 (謝金 500 円×52 日×2 人)	52,000 円
研修会等交通費 (920 円×3 回)	2,760 円

【需用費】②	146,000円
【役務費・使用料】③	110,000円
【一般管理費】(①+②+③)×10% ④	374,252円
消費税及び地方消費税 (①+②+③+④)×10%	411,677円
合計(税込)	<b>4,528,449円</b>

令和10年度の放課後学級算定方法	金額
【謝金】①	
コーディネーター 平日(時給上限1,480円×108時間×1人)	159,840円
コーディネーター 長期休暇(時給上限1,480円×72時間×1人)	106,560円
コーディネーター 通勤費(400円×36日×1人)	14,400円
協働活動支援員 平日(時給上限1,480円×772時間×1人)	1,142,560円
協働活動支援員 長期休暇(時給上限1,480円×392時間×1人)	580,160円
協働活動支援員 通勤費(400円×242日×1人)	96,800円
協働活動サポーター 平日(時給上限1,027円×772時間×1人)	792,844円
協働活動サポーター 長期休暇(時給上限1,027円×392時間×1人)	402,584円
ボランティア 平日(謝金500円×193日×1人)	96,500円
ボランティア 長期休暇(謝金500円×49日×2人)	49,000円
研修会等交通費(920円×3回)	2,760円
【需用費】②	146,000円
【役務費・使用料】③	110,000円
【一般管理費】(①+②+③)×10% ④	370,000円
消費税及び地方消費税 (①+②+③+④)×10%	407,000円
合計(税込)	<b>4,477,008円</b>

## 【放課後学級の経費について】

放課後学級は、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」（平成27年3月31日付（令和5年3月27日一部変更） 総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき実施するため、各経費の考え方も基本的には当該要領の考え方に沿うものとなる。

## 1 謝金について

主に以下の4名についての謝金である。

スタッフ	役割	謝金上限
コーディネーター	プログラムを継続的・定期的を実施するための計画を企画・提案し、関係者等との実施に向けた調整や、地域で多様な知識や経験を持つボランティアの発掘など全体のコーディネートを行う者	時給上限 1,480円
協働活動支援員	学校の活動の支援や、放課後等の支援活動を行うにあたって、当日の具体的な様々な学習・体験・交流プログラムを中心的に実施する者	時給上限 1,480円
協働活動サポーター	様々な学習・体験・交流活動のプログラムの実施をサポートする者、日常的に行う活動に関わる者や、従来の安全管理員の活動を担うもの。	時給上限 1,027円
ボランティア	子どもたちの活動中のサポートを行う者	1回500円

※謝金を月額で支払う場合でも、時給単価に割り出して算出してください。

（算出方法） 月額謝金÷月の活動時間

※謝金は、原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内（長期休暇期間は8時間以内。準備や片付けを含む。）で算出してください。

※この事業にかかる謝金は、実際の活動に係る対価であることから、賞与などの手当、有給休暇取得分の賃金及び労働保険等社会保険料は含まない。

※金券、商品券、物品など金銭以外による謝金は対象とならない。

## 2 交通費・通勤費について

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」では、原則としてコーディネーター等の通勤費は対象外としているが、委託により実施するため、コーディネーター等の通勤費は委託費に含むので、各職員の通勤費を計上してください。以下のとおり区分して、計上してください。

交通費	都道府県等が主催する研修会等へ参加する場合などに支給。
通勤費	コーディネーター及び協働活動支援員の通勤費を計上してください。（協働活動サポーターは、地元住民等を想定しているため対象外）

### 3 教材費について

経費の対象となるのは、協働活動支援員等がプログラムの企画や活動を実施するために使用するものや放課後学級に具備して必要に応じて使用するものである（工具や調理器具含む）。

ただし、子どもたち個人に供するもの（工作の材料や調理の食材など、子どもたちが持ち帰るあるいは食べるもの）は対象外である。

### 4 消耗品と備品について

消耗品と備品は以下のとおり区分し、計上してください。

消耗品	各種事務用紙、事務用品など。1個当たりの金額が3万円未満の物品も消耗品とする。
備品 ※	1個当たりの金額が3万円以上の物品。

※今回は継続事業のため、備品費は対象外である。開設初年度のみ、対象となる。